

入 札 説 明 書

令和4年10月17日千葉市公告第758号により公告した千葉市要支援・要介護認定訪問調査用システムの開発、機器類の導入及び維持保守業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市要支援・要介護認定訪問調査用システムの開発、機器類の導入及び維持保守業務委託

(2) 調達内容等

別添仕様書のとおり

(3) サービス提供開始日時

令和5年12月1日

(4) 契約期間

契約締結日から令和10年11月30日まで

(5) 履行場所

千葉市役所及び市が指定又は承認する場所

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿の該当業種（情報処理）に登録があり、システム導入業務を誠実に履行した経験のある業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 次に掲げるすべての事項を証明した者であること。

ア 過去にタブレット等の端末を用いたデータ入力システムの開発・納入実績がある、または本案件に適したパッケージソフトウェア等（タブレット端末での使用を想定）を提供可能であること。

イ プライバシーマークなど個人情報の保護に関する認証の取得がなされていること。

ウ その他、仕様書に記載されている要件を履行できること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日の翌日から令和4年11月8日（火）（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分）まで
ただし、郵送による場合は、令和4年11月7日（月）の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。
- (2) 提出場所 千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 確認通知 令和4年11月14日（月）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和4年12月2日（金） 午前10時30分

場 所 千葉市中央コミュニティセンター8階 84会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵送による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記8の契約事務担当課宛とし、令和4年12月1日（木）午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、輸送費、保険料等履行場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

（５）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条各号に該当する場合は、免除とする。）

（６）落札者の決定方法

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（７）無効となる入札

千葉市契約規則第１６条の規定に該当する入札

５ 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

６ 再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

（２）再度入札の回数は、１回とする。

（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

７ 契約の手続等

（１）契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第２９条各号に該当する場合は、免除とする。）

（２）契約書作成の要否

要

（３）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記８の契約事務担当課で閲覧できる。

８ 契約事務担当課

〒２６０－８７２２ 千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課企画班

電話 ０４３－２４５－５２０６

9 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和4年11月8日(火)までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う場合は、以下まで問い合わせの上、申請すること。

(問合せ先) 千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。